

子育てひろば総合補償制度のご案内

＜正式名称＞施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、個人情報漏えい保険

※「子育てひろば総合補償制度」は子育てひろば全国連絡協議会会員様向けの専用保険です。商標権は、子育てひろば全国連絡協議会が有しております。類似品にはご注意ください。

保険期間

2017年4月1日午後4時～2018年4月1日午後4時（1年間）

※約定履行費用保険のみ、2017年4月1日午前0時～2018年3月31日午後12時

※中途加入の場合は、手続きの翌月1日午前0時～2018年4月1日午後4時

約定履行費用保険のみ、手続きの翌月1日午前0時～2018年3月31日午後12時

加入締切日

○4月1日補償開始の場合、**2017年3月17日（金）必着**

○中途加入の場合、**毎月20日必着**

※4月1日補償開始の場合は、上記締切日までに必ず取扱代理店東海日動パートナーズTOKIO新宿支店に「加入依頼書必着」をお願い致します。

※締切日以降も、**毎月1日午前0時付で中途加入が可能**ですのでお気軽にご連絡ください。

ご加入の対象となる会員の方

- 本保険制度は「子育てひろば全国連絡協議会」（略称：ひろば全協）の会員の方のみ加入できます。
- 上記、ひろば全協会員の方のうち、「地域子育て支援拠点事業」もしくはその類似事業を実施される会員の方が加入できます。（地域子育て支援拠点事業補助金の対象か否かは問いません）

4/1更新の場合も、
毎年加入依頼書のご提出が必要です。

中途加入は、
毎月1日付けて
随時可能です。



ご加入単位

入会お手続きは**ひろば毎**に必要です。
（「ひろば全協」の会員番号取得が必要です。）

※**保険料**と**ひろば全協年会費**の**振込口座は異なります**のでご注意ください。

〇〇〇お問合せ・事故時の連絡先〇〇〇

ひろば全協事務受託会社・募集代理店

(株)東海日動パートナーズTOKIO新宿支店 (担当: ^{みよし}三由)

〒151-8560 渋谷区代々木2-11-15

TEL:03-5333-1431 FAX:03-3375-8470

＜引受保険会社＞

東京海上日動火災保険㈱

(担当課) 医療・福祉法人部法人第2課

〒102-8014 千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4144

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、「意向チェックシート」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら上記代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は別紙「傷害保険等 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

この保険契約は、子育てひろば全国連絡協議会を保険契約者とし、同協議会の会員を被保険者(補償を受けることができる方(就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)では会員の職員))とする施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、個人情報漏えい保険の団体契約です。従いまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として子育てひろば全国連絡協議会が有します。

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

TEL:045-531-2888 FAX:045-512-4971

2017年2月作成
16-T22612

子育てひろば総合補償制度(概要)

子育てひろば総合補償制度は以下の5つの制度からなるセットプランです。
子育てひろばの安全・安定的な運営のため、是非ともご加入ください。

(1)賠償責任補償制度

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

＜補償内容と保険料＞ (詳細につきましては「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

施設自体の管理の不備や、ひろばの施設内外において子育てひろば事業の遂行中に指導・監督上の不注意等によって生じた事故(施設賠償責任保険)、または製造、販売または提供した飲食物等によって発生した事故(生産物賠償責任保険)により他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことによって被保険者(事業者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。但し、子育てひろばの管理下にある物品(預かり物)の盗難や破損などは補償の対象外となります。 ※「子育てひろば事業」とは、「地域子育て支援拠点事業、もしくは、その類似の事業」をいいます。

◆以下①～③の3タイプからお選びください。

①子育てひろば事業

	補償(支払)限度額		年間保険料 (1ひろば施設あたり)
	対人 1名/1事故につき	対物 1事故につき	
施設賠償責任保険	1億円	200万円	6,000円
生産物賠償責任保険	1億円(保険期間中1億円)	200万円(保険期間中200万円)	

※施設・生産物賠償責任保険の免責金額は、対人・対物ともに1事故あたり1万円です。

②子育てひろば事業

＋ 一時預かりAタイプ(①の子育てひろば事業に加え、講座保育などの養育者が子どもと同一施設内にいる場合)

	補償(支払)限度額		年間保険料 (1ひろば施設あたり)
	対人 1名/1事故につき	対物 1事故につき	
施設賠償責任保険	1億円	200万円	12,000円
生産物賠償責任保険	1億円(保険期間中1億円)	200万円(保険期間中200万円)	

※施設・生産物賠償責任保険の免責金額は、対人・対物ともに1事故あたり1万円です。

③子育てひろば事業

＋ 一時預かりBタイプ(①の子育てひろば事業に加え、養育者が子どもと同一施設内にいない場合)

	補償(支払)限度額		年間保険料 (1ひろば施設あたり)
	対人 1名/1事故につき	対物 1事故につき	
施設賠償責任保険	1億円	200万円	18,000～30,000円 (一時預かりを行う場所およびひろば施設の面積により異なります。詳細は下記表参照)
生産物賠償責任保険	1億円 (保険期間中1億円)	200万円 (保険期間中200万円)	

注1)施設・生産物賠償責任保険の免責金額は、対人・対物ともに1事故あたり1万円です。

＜ひろばの中で一時預かりを行う場合＞ ひろば施設の面積(除くひろば屋外の園庭等の敷地面積)で保険料を算出します。

ひろば施設の面積	100㎡まで	110㎡～150㎡	160㎡～200㎡	210㎡～270㎡
保険料	18,000円	20,000円	22,000円	30,000円

＜ひろばとは別室またはスペースを区切って一時預かりを行う場合＞

別室・区切ったスペースの面積で保険料を算出します。

別室・区切ったスペースの面積	30㎡まで	40㎡～50㎡	60㎡～80㎡	90㎡～270㎡
保険料	18,000円	20,000円	22,000円	30,000円

注2)ひろば施設の面積☆(通知事項)によって保険料が異なりますので、上記の保険料表をご覧ください。

注3)280㎡以上のひろばにつきましては別途、取扱代理店までお問い合わせください。

注4)1㎡の位については切り上げて10㎡単位でご加入ください。(例:83㎡→90㎡)

《参考》 賠償責任補償制度の補償範囲

賠償責任補償制度 補償の範囲(○=補償できる。×=補償できない。)

	子育てひろば事業中の 事故	養育者が子どもと同一の 施設内にいる場合の一時 預かり中の事故	養育者が子どもと同一の 施設内にいない場合の 一時預かり中の事故
①子育てひろば事業	○	×	×
②子育てひろば事業 + 一時預かりAタイプ	○	○	×
③子育てひろば事業 + 一時預かりBタイプ	○	○	○

※平成26年度から児童福祉法の改正により規定された「一時預かり事業（一般型・幼稚園型・余裕活用型・居宅訪問型・地域密着Ⅱ型）」や、「保育所」や「ベビールーム」など、ひろば事業とは別に保育業務を行っている場合は、本制度の対象とはなりません。

《オプション》 (①・②・③の施設賠償責任保険にセットできます。)

初期対応費用担保特約＋人格権侵害担保特約セット

●初期対応費用 担保特約 条項

この補償制度の施設賠償責任保険で対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が初期対応費用(事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用、事故原因調査費用、被害者への見舞金・見舞品購入費用(*)等の社会通念上妥当な費用)を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

●人格権侵害 担保特約 条項【利用者支援事業においても補償の対象となります】

この補償制度の施設賠償責任保険で規定する事由に伴う不当行為(不当な身体の拘束、口頭・文書・図画等による表示)が保険期間中に日本国内で行われ、その行為によって発生した人格権侵害(他人の自由・名誉・プライバシーの侵害)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(事故例)ひろばで見聞きた利用者の情報を第三者に話したところ、プライバシーの侵害だとして訴えられた。

	補償(支払) 限度額		免責金額 (1事故につき)	年間保険料		
				①タイプ	②タイプ	③タイプ
初期対応費用	1事故*	500万円	1万円	1,470円	3,680円	※一時預かりを行う場所およびひろば面積により異なります。詳細は下記表参照。
人格権侵害	1名	100万円	1万円			
	1事故	100万円				
	保険期間中	100万円				

*見舞金・見舞品購入費用については、事故が他人の身体の障害である場合に限り対象となります。また、1事故において被害者1名につき10万円が限度です。

※③タイプ年間保険料

＜ひろばの中で一時預かりを行う場合＞ ひろば施設の面積(除くひろば屋外の園庭等の敷地面積)で保険料を算出します。

ひろば面積	100㎡まで	110㎡～150㎡	160㎡～200㎡	210㎡～270㎡
保険料	5,340円	6,600円	7,330円	10,280円

＜ひろばとは別室またはスペースを区切って一時預かりを行う場合＞
別室・区切ったスペースの面積で保険料を算出します。

別室・区切ったスペースの面積	30㎡まで	40㎡～50㎡	60㎡～80㎡	90㎡～270㎡
保険料	3,840円	4,800円	6,130円	10,280円

注1) ひろば施設の面積☆(通知義務事項)によって保険料が異なりますので、上記の保険料表をご覧ください。ひろば屋外の園庭等の敷地面積は含めません。

注2) 280㎡以上のひろばにつきましては別途、取扱代理店までお問い合わせください。

注3) 1㎡の位については切り上げて10㎡単位でご加入ください。(例: 83㎡→90㎡)

(2)ひろば施設内利用者傷害見舞金制度

(レジャー・サービス施設費用保険)

<補償内容> (詳細につきましては「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

次の①～⑤の事故が発生したために、ひろば事業者(被保険者)が事故への対応のために支出した費用(被災者対応費用、被災者傷害見舞費用)に対して保険金をお支払いします。

また、⑥の事故について被保険者が支出した傷害見舞費用に対しても保険金をお支払いします。

* 保険金のお支払いは、ひろば事業者の方が見舞金を利用者に支払った後に、引受保険会社から事業者宛に支払われます。

◆保険金をお支払いするのは、保険期間中に次の事故が発生した場合に限ります。

①火災
②落雷
③破裂または爆発
④風水雪災、ひょう災
⑤施設外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
⑥対象施設内で発生した急激かつ偶然な外来の事故(注)
※上記①～⑤の事故については、対象施設内の建物、工作物等が事故により損害を受けた場合に限りです。
(注)上記⑥の事故については、その事故により身体に傷害(⑥の事故における傷害には、細菌性・ウイルス性食中毒は含まれません。)を被った施設利用者に対し被保険者が支出した傷害見舞費用に限り保険金お支払いの対象となります。

<お支払いの対象となる費用、支払限度額>

※その他詳細については、後記「各保険の補償のあらまし」にも記載がございますので、合わせてご確認ください。

- a. 被災者対応費用 : 支払限度額 1事故100万円×被災者数
 b. 被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用: 支払限度額は下表の通りです(被災者1名あたり)

死亡見舞費用 (事故の日から180日以内に死亡した場合)	50万円(*)	
後遺障害見舞費用 (事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合)	50万円×所定の保険金支払割合(100%～4%)	
入院見舞費用 (事故の日から180日以内に入院した場合。 また、入院見舞費用保険金が支払われる期間中、新たに他の傷害を被ったとしても入院見舞費用保険金は重複してのお支払いはできません。)	入院期間31日以上	10万円
	入院期間15日以上30日以内	5万円
	入院期間8日以上14日以内	3万円
	入院期間7日以内	2万円
通院見舞費用 (事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞費用保険金はお支払いできません。入院見舞費用保険金と重複してのお支払いはできません。また、通院見舞費用保険金が支払われる期間中、新たに他の傷害を被ったとしても通院見舞費用保険金は重複してのお支払いはできません。)	通院日数31日以上	5万円
	通院日数15日以上30日以内	3万円
	通院日数8日以上14日以内	2万円
	通院日数7日以内	1万円

(*) 同一事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。

<年間保険料>

ひろば施設の面積によって保険料が異なりますので、下記の保険料表をご覧ください。

1㎡の位については切り上げて10㎡単位でご加入ください。(例:83㎡→90㎡)

ひろば面積	保険料	ひろば面積	保険料	ひろば面積	保険料	ひろば面積	保険料	ひろば面積	保険料	ひろば面積	保険料
40㎡	700円	90㎡	1,560円	140㎡	2,430円	190㎡	3,290円	240㎡	4,160円	290㎡	5,020円
50㎡	870円	100㎡	1,730円	150㎡	2,600円	200㎡	3,470円	250㎡	4,340円	300㎡	5,200円
60㎡	1,040円	110㎡	1,910円	160㎡	2,780円	210㎡	3,640円	260㎡	4,510円	310㎡	5,370円
70㎡	1,210円	120㎡	2,080円	170㎡	2,940円	220㎡	3,810円	270㎡	4,690円	320㎡	5,550円
80㎡	1,380円	130㎡	2,260円	180㎡	3,120円	230㎡	3,990円	280㎡	4,850円	330㎡	5,720円

* 40㎡未満のひろばは一律40㎡でご加入ください。尚、340㎡以上のひろばにつきましては別途、取扱代理店までお問合せください。

(3)近隣活動・移動中傷害見舞金制度

(約定履行費用保険)

<補償内容> (詳細につきましては「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

ひろば利用者の方が、ひろば活動に参加中に、近隣活動場所である公園等や、ひろば施設と近隣活動場所等との往復途中、また、ひろば施設もしくは近隣活動場所から自宅への復路において発生した急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に、「参加者(利用者)見舞金規程」(子育てひろば全国連絡協議会「子育てひろば総合補償制度」ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度加入会員用)(※)に従い会員事業者(被保険者)が支出された見舞金に対して、この保険約款に従い保険金をお支払いします。

(※)ただし、拠点施設内における事故による見舞金は、この保険では対象となりません。

『(2)ひろば施設内利用者傷害見舞金制度』にご加入ください。

*保険金のお支払いは、ひろば事業者の方が見舞金を利用者へ支払った後に、保険会社から事業者宛に支払われます。

<見舞金の種類と支払限度額>

(*)同一事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。

死亡見舞金	50万円(*)	
後遺障害見舞金	50万円×所定の割合(100%~3%)	
入院見舞金	入院期間31日以上	10万円
	入院期間15日以上30日以内	5万円
	入院期間8日以上14日以内	3万円
通院見舞金	入院期間7日以内	2万円
	通院日数31日以上	3万円
	通院日数15日以上30日以内	2万円
	通院日数8日以上14日以内	1万円
	通院日数7日以内	お支払い対象外

<年間保険料> 1ひろば事業あたり 14,920円

【ご加入時のご注意】

この保険は、近隣活動または移動中の事故について、貴ひろばが制定した見舞金規定に従ってお支払いになった見舞金を補償する保険です。ご加入の際は、予め「ひろば全協」共通で定めた見舞金規程を貴ひろばの見舞金規程として制定していただく必要がございます。

子育てひろば総合補償制度内容の(1)~(3)の保険金支払対象一覧

		(1)賠償責任補償制度	(2)ひろば施設内利用者傷害見舞金制度	(3)近隣活動・移動中傷害見舞金制度
①	利用者自宅からひろば施設への往路	賠償責任補償制度の対象となる事故が発生し、ひろば事業者が法律上の損害賠償責任を負担するのみが対象です。	×	×
②	ひろば施設から利用者自宅への復路		×	○
③	ひろば施設内		○(※2)	×
④	ひろば施設から近隣活動場所(公園等)への往路		×	○
⑤	近隣活動場所(公園等)活動中		×	○
⑥	近隣活動場所(公園等)からひろば施設への復路		×	○
⑦	近隣活動場所(公園等)から利用者自宅への復路		×	○
⑧	利用者自宅から近隣活動場所(公園等)への往路		×	×
⑨	利用者自宅から遠方行事場所への往路(※1)		×	×
⑩	遠方行事場所内(※1)		×	×
⑪	遠方行事場所から利用者自宅への復路(※1)		×	×

(※1)遠方行事場所での行事中・往復途上の傷害(⑨⑩⑪)については別途対応商品がございます。詳しくは取扱代理店までご連絡ください。

(※2)火災、落雷、破裂・爆発、風水雪災、ひょう災、施設外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊で施設が損害を受けた事故である場合は、それにより利用者がケガをした場所が施設外であっても対象となります。

(4)ひろば職員傷害見舞金制度

(就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償))

本保険商品は、就業中のケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)
お客様の意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

<補償内容> (詳細につきましては「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

1. この保険の概要

- 子育てひろばの活動に従事中ならびに子育てひろばや現場への往復途上中の職員が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合、保険金をお支払いします。
- ひろばに従事している理事などの役員も対象となりますので、最高稼働(活動)人数に必ず含めてください。
※ただし、個人事業主・会社役員等、住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでないご職業の方や職業に就かれていない方はご加入できませんので、ご了承ください。
- 健康保険、生命保険、あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく、保険金をお支払いします。
- 入院1日目、通院1日目から保険金支払いの対象となります。

2. 対象となる事故例

- 子育てひろばに通勤途中の職員が、トラックと接触し、重傷を負った。
- 子育てひろば事業に従事中の職員が、階段から転落し、頭部を強く打ち死亡した。等

3. 対象とならない主な事由

- 被保険者の故意、または重大な過失、犯罪行為による傷害。
- 無免許運転中や酒気帯び運転中に生じた事故による、運転者本人の傷害。
- 地震、噴火またはこれらによる津波による傷害。
- 疾病による傷害。
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの。等

<1名あたり保険金額、年間保険料>

職種級別A(子育て支援・保育関連業務)

補償項目	タイプⅠ	タイプⅡ
死亡	200万円	500万円
後遺障害	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%	
入院保険金日額	2,000円	3,000円
手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	
通院保険金日額	1,000円	2,000円
保険料	2,930円 × 最高稼働(活動)人数※1	6,050円 × 最高稼働(活動)人数※1

- ※1 最高稼働(活動)人数とは:年間を通じ、1日当たりの延べ稼働(活動)人数が最も多い日の人数。
1日当たりの延べ稼働(活動)人数例:早番2人、遅番3人の2交替制であれば延べ稼働(活動)人数は5人。
※ 保険料は被保険者の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(子育て支援・保育関連業務等)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は代理店にお問い合わせください。
※ 上記以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

<ご注意!!>

- * 契約対象者および業務・活動に従事する者の2種類の名簿を常に備え付けてください。
- * 普通傷害補償についてご加入時より最高稼働(活動)人数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なくその通知をしなかった場合、またはご加入時より最高稼働(活動)人数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内にお支払いしなかった場合には、保険金を削減してお支払いします。
- * ボランティアは補償の対象に含めることができませんので、十分ご注意ください。

(5) 個人情報漏えい保険

<補償内容> (詳細につきましては「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、保険期間中に日本国内において被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)や、各種費用損害に対して保険金をお支払します。

<被保険者の範囲>

- 記名被保険者
- 記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

<対象となる「個人情報」・「漏えい」とは>

●本保険で対象とする「個人情報」とは

個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)をいいます。

●対象となる個人情報(例)

- ・紙に記録されている利用者名簿
- ・コンピュータ、データベース上で管理されている個人に関する情報 等

●対象とならない情報(例)

- ・特定の個人を識別できないメールアドレス
- ・アンケート集計結果をもとに作成された個人を特定できない統計的な情報 等

●本保険における「漏えい」とは

個人情報被害者以外の第三者(*1)に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

(*1)第三者とは、次のa~cのいずれにも該当しない方をいいます。

- a.保険契約者またはその役員・使用人 b.被保険者
- c.保険契約者または被保険者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者またはその事業者の役員・使用人

<支払限度額・免責金額・年間保険料>

ひろばの収入金によって保険料が異なります。収入金51,000千円までの場合は以下の保険料となりますが、それを超える場合は取扱代理店までご連絡ください。なお、ご申告いただいた収入金をご加入時に把握可能な最近の会計年度の収入金に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

担保項目		金額
賠償責任担保部分(*)	支払限度額 (1請求・保険期間中)	5,000万円
	免責金額(1請求)	10万円
費用損害担保部分	支払限度額 (1事故・保険期間中)	3,000万円
	免責金額(1事故)	10万円
年間保険料	30,000円	

<補足事項>(*)個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った際の損害は、「費用損害担保部分」と同額の支払限度額(サブリミット)が適用されます(賠償責任担保部分の支払限度額の内枠払いとなります。)

意向チェックシート

(ひろば職員傷害見舞金制度にご加入される場合、下記についてご確認ください)

本チェックシートは、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。以下の「ご確認事項」をご確認いただき、**加入依頼書裏面にチェック☑をお願いいたします。**
ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問合せ先までご連絡ください。

ご確認事項

①	ご加入を希望されるものは、就業中のケガにより、入院したり、亡くなったりした場合等の補償でよろしいですか？
②	パンフレット・加入依頼書等にてご案内しておりますご契約タイプ・補償内容等をご確認いただけましたか？
③	パンフレット・加入依頼書等をご確認いただき、今回ご加入いただく保険が、上記①におけるご希望(ご意向)を満たすことをご確認いただけましたか？
	今回ご加入いただく保険は、以下の点でお客様のご意向に沿っていますか？ ・保険金をお支払いする主な場合 ・保険期間 ・保険の対象となる方 ・保険金額 ・保険料 ・保険料払込方法
	「重要事項説明書」の内容についてご確認ください。 (特に●保険金をお支払いしない主な場合、●告知義務・通知義務等、●補償の重複に関するご注意*についてご確認ください。) *例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
④	加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
	加入依頼書等の「職業・職務」「職種級別*」の内容は正しく記載されていますか？ * 職種級別AまたはBに該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別A:「事務従事者」「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別B:「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

《各保険の補償のあらまし》

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険（賠償責任補償制度）

保険金をお支払いする場合等	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中に日本国内で生じた下記の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひろば施設に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊事故(施設賠償責任保険) ・ひろば施設を拠点とし、その内外で行われるひろば事業の遂行に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊事故(施設賠償責任保険) ・ひろば施設において製造、販売または提供した飲食物が原因で発生した他人の身体障害または財物損壊事故(生産物賠償責任保険) <p>(以下はオプションにご加入の場合のみ)</p> <p>下記の事由によって被る損害に対しても保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この制度の施設賠償責任保険で対象となりうる事故が発生し、被保険者が初期対応費用を支出したこと ・この制度の施設賠償責任保険で規定する事由に関して保険期間中に日本国内で行われた不当行為による人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること <p>【お支払いする保険金の種類およびお支払い方法】 (施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険 共通)</p> <p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。 ② 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③ 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用 ④ 事故が発生し、被保険者が損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤ 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 ⑥ 社会通念上妥当と認められる、事故現場の保存費用・身体障害を被った被害者への見舞費用などの初期対応費用(オプションにご加入の場合、施設賠償責任保険のみ対象) <p>(2) 保険金のお支払方法</p> <p>上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を控除した額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p> <p>⑥の費用はその額から免責金額を控除した額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。</p> <p>【賠償責任保険共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争・変乱・暴動・騒じようまたは労働争議 ③ 地震・噴火・洪水・津波または高潮 ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任 ⑤ 被保険者が、所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利者に対して負担する賠償責任 ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦ 排水または排気(煙を含む)に起因する賠償責任 ⑧ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑨ 核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染されたものの有害な特性またはその作用 ⑩ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合の損害は免責となりません。) ⑪ アスベストまたはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ⑫ 日本国外で発生した事故 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【施設賠償責任保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いつ出、またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出 ② 建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込み ③ 施設の修理、改造、取壊し等の工事 ④ 航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外における船・車両(原動力がもつばら人力である場合を除きます。)* 動物の所有・使用または管理 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【生産物賠償責任保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生産物自体の損壊または使用不能 ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ③ 日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【人格権侵害担保特約】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ③ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) ④ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑤ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 <p style="text-align: right;">等</p>

2. レジャー・サービス施設費用保険（ひろば施設内利用者傷害見舞金制度）

保険金をお支払いする場合等	保険金をお支払いできない主な場合
<p>ひろば施設が火災、落雷、爆発または破裂、台風等の風災、ひょう災、雪災、こう水・高潮等の水災、対象施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により損害を受けた場合に、被保険者がその事故への対応のために支出した費用（被災者対応費用、被災者傷害見舞費用）に対して保険金をお支払いします。また、ひろば施設内において発生した急激かつ偶然な外来の事故について被保険者が支出した傷害見舞費用に対しても保険金をお支払いします。</p> <p>a.被災者対応費用 ひろば施設利用者が事故によって傷害を被りその結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に被保険者が支出した次の費用 ・被災者の法定相続人またはその代理人が現地を訪問するための費用（※）・・・交通費・宿泊費（1名につき14日限度）・渡航手続費（※）被災者1名について2名分が限度です。 ・被保険者が役員・使用人またはこれらの代理人を現地等へ派遣するための所定の費用・・・交通費・宿泊費・渡航手続費 ・被保険者が要した通信費用 ・対応関係費用・・・応対施設借上げ費用・法定相続人や代理人が連絡場所を訪問したときの交通費・宿泊費（1名につき14日限度）・渡航手続費 ・被災者の捜索・救助・移送費用・移転費用および被保険者が被災者の葬儀を営むための葬儀費用 等</p> <p>b.被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用 ひろば施設利用者が事故によって傷害を被りその結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被災者や遺族に対して慣習として支払った弔慰金、見舞金等 ・死亡見舞費用 ・後遺障害見舞費用 ・入院見舞費用 ・通院見舞費用 <保険金お支払い方法> ①保険金は、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用いずれに対しても、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる額をそれぞれの支払限度額を限度にお支払いします。 ②いずれの費用についても、事故発生日から1年以内に負担した費用に限ります。 ③いずれの費用についても、損害賠償金として負担したものを除きます。</p>	<p>【各費用共通】 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意または重大な過失 ② 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 被災者自身の故意または重大な過失 ⑨ 被災者自身の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑩ 被災者自身による自動車または原動機付自転車の無免許運転中・酒気帯び運転中・麻薬やシンナー等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転中等に生じた事故 ⑪ 被災者自身の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑫ 被災者の妊娠、出産、早産、流産または被災者に対する外科的手術その他の医療処置（外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。） ⑬ 被災者に対する刑の執行 ⑭ 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状 ⑮ 被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用</p> <p style="text-align: right;">等</p>

3. 約定履行費用保険（近隣活動・移動中傷害見舞金制度）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中にひろば事業の利用者が ①ひろば活動参加中に、施設外の近隣活動場所（公園等） ②ひろば施設と施設外の近隣活動場所（公園等）との往復途中 ③ひろば施設及び施設外の近隣活動場所（公園等）から自宅への復路において、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、以下の状態となった場合に、被保険者がひろばの見舞金規程にもとづき見舞金を支出することによって被る損害に対して支払限度額を限度に保険金を支払います。 ・死亡見舞金・・・傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に死亡した場合 ・後遺障害見舞金・・・傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ・入院見舞金・・・傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に生活機能または業務能力の減失をきたし、入院した場合 ・通院見舞金・・・傷害の直接の結果として生活機能・業務能力の減少をきたし、通院した場合</p>	<p>次の事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。 ・保険契約者、被保険者の故意または重過失 ・見舞金等を受け取るべき者の故意、重過失 ・見舞金等を受け取るべき者の犯罪行為、闘争行為 ・利用者の無資格運転または酒気帯び運転 ・疾病（労働者災害補償保険法および船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由による疾病は除きます。）による死亡に対する見舞金を負担することによって被る損害 ・治療目的以外の入院・通院（入、通院見舞金にのみ適用されます。） ・医学的他覚所見による裏付けのないむちうち症または腰痛その他の症状（入、通院見舞金にのみ適用されます。） ・戦争、その他の変乱 ・核燃料物質またはその汚染物の放射性、爆発性その他の有害な特性 ・約定に基づく金銭等の支払の不履行による賠償責任 等</p>

4. 就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償) (ひろば職員傷害見舞金制度)

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

「職業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払いします。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業柄、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</p>	

このパンフレットは就業中のみ危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

5. 個人情報漏えい保険

保険金をお支払する場合等	保険金をお支払できない主な場合
<p>賠償責任担保部分【施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用)】</p> <p>(1) 保険金をお支払いする場合 個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、保険期間中に日本国内において被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(2) 保険金の種類 ○法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です) ○争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。) 上記のほか下記についてもお支払いいたします。 ・緊急措置費用…事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ・協力費用…引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために被保険者が支出した費用 ・損害防止軽減費用…事故が発生し、他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(3) 保険金のお支払い方法 ・損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。 ・争訟費用・緊急措置費用・損害防止軽減費用・協力費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、争訟費用については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。</p> <p>費用損害担保部分【個人情報漏えい対応費用担保特約条項】</p> <p>(1) 保険金をお支払いする場合 保険期間中に個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、その事実が被保険者による公的機関への届出・報告やテレビ・新聞等による発表・報道によって客観的に明らかになった場合で、かつ、下記(2)の個人情報漏えい対応費用のうち被保険者が事故対応期間(被保険者や保険会社が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(2) 保険金の種類 ○謝罪広告・会見費用(マスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用) ○お詫び状作成・送付費用 ○見舞金・見舞品購入費用(被害者1名あたり500円を限度) ○コンサルティング費用(1事故あたり500万円を限度)※ ○コールセンター委託費用 上記のほか下記についてもお支払いいたします。 ・他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ・記名被保険者の使用人の超過勤務手当て、記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ・弁護士への相談費用(保険契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士への報酬を除きます)※ ・事故原因調査費用 等 ※引受保険会社の書面による同意を得て支出されたものが対象です。</p> <p>(3) 保険金のお支払い方法 損害額の合計額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。</p>	<p>賠償責任担保部分・費用損害担保部分 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識しながら行った行為に起因する損害 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・他人の身体の障害 ・他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取・使用不能・使用阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>賠償責任担保部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者が、個人情報漏えいの発生またはそのおそれが生じたことを初年度契約の保険期間の開始時より前に知っていた場合の損害 ・クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、それらの番号が使用されたことによって他人に経済的損害が生じたことに起因する損害 ・株価や売上高が変動したことに起因する損害 ・被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 ・日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起された場合 <p style="text-align: right;">等</p>

《ご注意事項》

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、個人情報漏えい保険用)

◆もし事故が起きたときは

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・個人情報漏えい保険)
保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)があります。

(レジャー・サービス施設費用保険)

(1)保険契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保険契約等の有無および内容を引受保険会社に書面により通知し、引受保険会社が説明を求めたときはこれに応じ、身体の診察または死体の検案を求めたときはこれに協力しなければなりません。

(2)正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合等は、引受保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

(約定履行費用保険) 保険事故となる偶発的な事由が発生したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、偶発的な事由の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容を取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・個人情報漏えい保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おください。なお、引受保険会社の同意を得ないで加入者側で賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

◆ご加入の際のご注意

(告知義務)

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には告知受領権があります。

(通知義務)

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・個人情報漏えい保険)

ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(レジャー・サービス施設費用保険・約定履行費用保険)

ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

◆他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

◆保険金請求の際のご注意(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・個人情報漏えい保険)

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆加入者票

ご加入手続き後、ご加入日を1ヶ月経過しても加入者票が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。

◆代理店の業務

取扱代理店は、引受保険会社との業務委託に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に締結されたご契約は引受保険会社と直接締結されたものとなります。

◆引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱

引受保険会社が経営破綻した場合等には保険金、返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人または小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人)日本における営業所等が締結した契約に限る)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。また、保険契約者が個人等以外の者である保険契約であった場合でもその被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償対象となります。

このパンフレットは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・レジャー・サービス施設費用保険・約定履行費用保険・個人情報漏えい保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず重要事項説明書をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。また、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救護者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からご選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★: 告知事項 ☆: 告知事項かつ通知事項

① 総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1と1日あたりの最高稼働人数が告知事項かつ通知事項(☆)*2となります。
他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

② 総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
生年月日、他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

③ 総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことで、他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- *4 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、子ども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。






- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合


東京海上日動安心 110 番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。		
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関) 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)		
	0570-022808	
		IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/	東京海上日動安心 110 番 (事故受付センター) 事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心 110 番」へ	事故は 119 番・110 番 0120-119-110 受付時間: 24 時間 365 日 携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶ (「ア」行に登録できます)	
--	--	---	---

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201605

<2016 年 10 月 1 日以降始期契約用>

「子育てひろば総合補償制度」Q & A

【制度内容について】

1. 賠償責任補償制度

Q 1. 賠償責任補償制度の対象となる事故は、ケガに限られるのですか？

A 1. ケガばかりではなく、食中毒や物損事故、また病気であっても、ひろば事業者に法律上の賠償責任があると認められれば、対象となります。

Q 2. ひろば施設内で利用者が転んでケガをした場合は対象となりますか？

A 2. ひろば施設の構造上の欠陥、管理の不備等がケガの原因として、ひろば事業者に法律上の賠償責任があると認められた場合は、対象となります。（賠償責任がない場合の見舞金等については、「(2) ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」で対象となる場合があります。）

なお、子育てひろば事業十一時預かりBタイプでは、保険料の算出にあたって園庭等は面積に含めませんが、園庭等でケガをした場合はひろばの付属施設での事故として補償対象となります。

Q 3. どんな事故で保険金が払われるのでしょうか？

A 3. ひろば事業者が賠償責任を負う場合、その範囲内で損害賠償金をお支払いします。

対人事故では、入院費・治療費・通院交通費、慰謝料等、物損の場合は修理費等が損害賠償金として認められるケースが多く、保険金支払いの対象となりえます。

また、事前に保険会社が承認した訴訟費用・弁護士委嘱費用等、解決のために有益な費用も対象になります。

一方、あらかじめ保険会社の同意なしに示談をされた場合や過剰な修理費等をお支払いになった場合、事故との相当の因果関係が認められない費用や道義上のお見舞などの費は保険の対象として認められません。

被害にあった方や第三者にも過失があったような場合は、被害者や第三者の過失割合分を差し引いたひろば事業者の責任割合分の損害賠償金をお支払いいたします。

2. ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度

Q 4. ひろば事業者に責任のない事故は、対象とならないのですか？

A 4. ひろば事業者に責任のない場合、賠償責任補償制度の対象とはなりません。上記見舞金制度では対象となります。上記見舞金制度では、事業者の責任の有無にかかわらず、対象となる範囲でのケガについて、ひろば事業者が見舞金を支払った場合に、保険金をお支払いします。ただし、ひろば施設内利用者傷害見舞金制度においては、被保険者が損害賠償金として支払ったものについてはお支払いの対象となりません。

Q 5. 上記見舞金制度では、治療費や入院費の実費が支払われるのですか？

A 5. 上記見舞金制度では、治療費や入院費の金額にかかわらず、「ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」については保険約款に従い、ひろば事業者が支出した費用に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

「近隣活動・移動中傷害見舞金制度」においてはご加入いただいた場合に実施していただく「参加者（利用者）見舞金規程」（子育てひろば全国連絡協議会「子育てひろば総合補償制度」ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度 加入会員用）に基づいてひろば事業者が支払った見舞金の金額に対して、保険約款に従い支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

Q 6. 利用者が自宅からひろば施設へ向かう途中のケガについては対象となるのでしょうか？

A 6. 対象となりません。上記見舞金制度の対象となるのは、「ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」においては①ひろば施設内、「近隣活動・移動中見舞金制度」においては②近隣活動場所（公園等）での活動中・③ひろば施設と近隣活動場所（公園等）との往復途中・④ひろば施設もしくは近隣活動場所（公園等）からの帰宅途中においてケガをした場合に限られます。（なお、③や④のケースでは、保険金のご請求を頂く場合に、参加中であったことを客観的に確認するために、a. 受付名簿や参加費払込記録、b. 事業代表者の確認書、などの提出が必要となります。）

Q 7. 見舞金を請求した場合、保険金は保険会社から直接ケガをされた方に支払われるのでしょうか？

A 7. 保険は[見舞金を支払ったことによる事業者の損失]を補償するしくみとなっていますので、ひろばでいったん見舞金をお支払い頂き、ひろばから保険会社に請求頂くことになります。

3. ひろば職員傷害見舞金制度

Q 8. 職員の一部だけを補償対象とすることができますか？

A 8. できません。必ずひろば職員の方全員を補償の対象としていただく必要があります。
ひろばに従事している理事などの役員も対象となりますので、最高稼働(活動)人数に必ず含めてください。

Q 9. 各職員ごとにAタイプとBタイプを選んで加入することができますか？

A 9. できません。ひろば職員の方全員で共通のタイプを選択していただくこととなります。

Q 10. 上記見舞金制度では、治療費や入院費の実費が支払われるのですか？

A 10. 上記見舞金制度では、治療費や入院費の金額にかかわらず、あらかじめ定められた保険金額を定額でお支払いします。

Q 11. ボランティアは職員に含まれますか？

A 11. 含まれません。雇用形態は問いませんが、ひろばから何らかの賃金を得ている職員が補償の対象となります。

【加入方法等について】

Q 12. 現在加入している保険がしばらく有効なので、「子育てひろば総合補償制度」に中途加入したいのですが、可能でしょうか？

A 12. 中途加入可能です。中途加入の場合には、満期日(2018年4月1日)までの未経過期間に対して、月割計算の保険料で加入できます。この場合の保険責任の開始日は、加入を希望される月の1日(の午前0時)からとなります。

Q 13. 当会は、「子育てひろば」の他にも事業を営んでおり、そちらでも同様の保険に加入しています。この場合にも、この保険に加入した方が良いでしょうか。

A 13. 現在ご加入中の保険が、「子育てひろば」事業も含むような内容であれば、重ねてご加入頂く必要はありません。

Q 14. この保険には5つの制度がありますが、全部加入しなければいけないのですか。

A 14. 5つの保険は、いずれも独立しておりますので、活動実態に合わせて必要な保険のみご加入頂けます。

Q 15. 「近隣活動場所」とは、どの範囲のものを指すのでしょうか。

A 15. 通常、徒歩で往復する範囲の公園・児童遊園・運動場などを指します。通常は交通機関を使って行くような距離にある施設等は「遠方行事場所」として扱います。

Q 16. ボランティアのケガは補償されるのでしょうか。

A 16. 本制度のひろば職員傷害見舞金制度では補償されませんが、別途商品を用意しておりますので、取扱代理店までご照会ください。なお、事故のケースによっては賠償責任補償制度の補償対象となる場合があります。

Q 17. 「子育てひろば事業類似の事業」とはどのような事業を指すのですか。

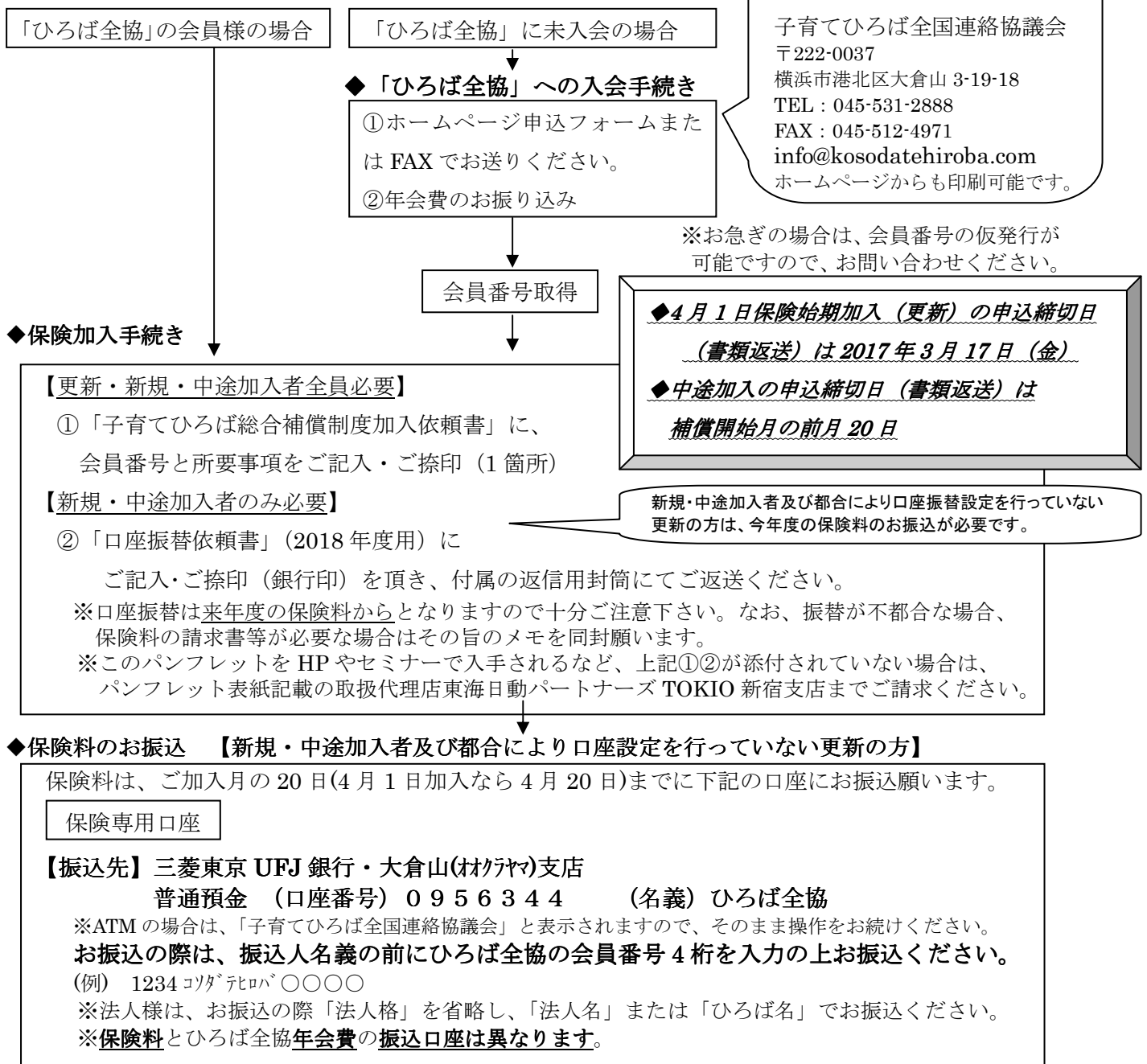
A 17. 補助金の有無は問わず、次のような目的と事業内容を有する事業をいいます。

- (目的) 主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安定感や問題解決への糸口となる機会を得る。
- (事業内容) 1. 子育て親子の交流の場の提供と、交流の促進
2. 子育て等に関する相談、援助の実施
3. 子育て支援に関する情報の提供
4. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

【子育てひろば総合補償制度 ご加入手続きについて】

2017年度版

ご加入にあたっては、「子育てひろば全国連絡協議会」（略称：「ひろば全協」）へ入会済みの場合と、未入会の場合でお手続きが異なります。なお、複数のひろばを対象とする場合は、**ひろば毎に入会手続きが必要**となります。



入会申込書の請求・お問合わせ先

子育てひろば全国連絡協議会
〒222-0037
横浜市港北区大倉山 3-19-18
TEL：045-531-2888
FAX：045-512-4971
info@kosodatehiroba.com
ホームページからも印刷可能です。

※お急ぎの場合は、会員番号の仮発行が可能ですので、お問い合わせください。

◆4月1日保険始期加入（更新）の申込締切日
（書類返送）は2017年3月17日（金）

◆中途加入の申込締切日（書類返送）は
補償開始月の前月20日

新規・中途加入者及び都合により口座振替設定を行っていない更新の方は、今年度の保険料のお振込が必要です。

【中途加入について】

この保険には、原則として毎月1日付けでいつでも中途加入できます。お手続きは上記の新規加入の場合と同様です。なお、初年度の補償期間は毎月1日午前0時から2018年4月1日午後4時（約定履行費用保険のみ2018年3月31日午後12時）まで、保険料も同じ期間の「月割り」となります。

(例) 2017年8月1日にひろば面積105㎡の会員がお申込みの場合（補償期間は8ヶ月）

- (1) 賠償責任補償制度：12,000円(②タイプ・オプションなしの場合)×8/12=8,000円（円位四捨五入10円単位）
- (2) ひろば施設内利用者傷害見舞金制度：1,910円×8/12=1,270円（円位四捨五入10円単位）
- (3) 近隣活動・移動中傷害見舞金制度：14,920円×8/12=9,950円（円位四捨五入10円単位）
- (4) ひろば職員傷害見舞金制度：取扱代理店までお問い合わせください。
- (5) 個人情報漏えい保険：取扱代理店までお問い合わせください。

合計保険料 = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) = 〇,〇〇〇円